

# 岩手大学人文社会科学部同窓会(七友会)会則

## 第1章 総則

第1条 本会は、岩手大学人文社会科学部同窓会と称し、通称を七友会とする。

第2条 本会は、会員相互の親睦と母校の隆盛を図り、社会の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業をおこなう。

- 一 会員相互の連絡並びに互助に関する事項
- 二 母校との連絡に関する事項
- 三 会報の発行
- 四 その他、本会の目的を達成するために必要と認める事項

第4条 本会は、事務局を岩手大学人文社会科学部内に置く。

第5条 本会は、必要に応じて各地区に支部を置くことができる。

- 2 支部規則は、各支部において定める。

## 第2章 会員

第6条 本会の会員は、次のとおりとする。

- 一 正会員
  - (一) 岩手大学人文社会科学部を卒業した者
  - (二) 岩手大学大学院人文社会科学研究科を修了した者
  - (三) 岩手大学大学院総合科学研究科を修了した者のうち、主任指導教員が人文社会科学部所属の者
- 二 準会員
  - (一) 岩手大学人文社会科学部に在学した者（卒業後は正会員となる。）
  - (二) 岩手大学大学院総合科学研究科に在学した者のうち、主任指導教員が人文社会科学部所属の者（修了後は正会員となる。）
- 三 特別会員
  - (一) 岩手大学人文社会科学部教職員
  - (二) 岩手大学人文社会科学部の教職員であった者で、評議員会の推薦を受けた者
- 四 名誉会員 正会員のうち、本会に対して特に功績があった者で、評議員会の推薦を受けた者

## 第3章 役員

第7条 本会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 若干名
- 三 理事 若干名

四 評議員 第8条2項の規定による

五 監査員 2名

六 幹事 若干名

七 会計 2名

第8条 会長、副会長、理事、監査員及び会計は、評議員会において、正会員の中から選出する。

2 評議員は、正会員の中から卒業・修了年次ごとに数名ならびに各支部代表者1名を充てる。

3 幹事は、岩手大学人文社会科学部在職の会員の中から会長が委嘱する。

第9条 役員の任務は、次のとおりとする。

一 会長 本会を代表し、会務を総括するとともに、評議員会及び理事会を招集して、その議長となる。

二 副会長 会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。

三 理事 理事会に属する事項を処理し、本会の運営にあたる。

四 評議員 評議員会の構成員となり、本会運営事業の審議にあたる。

五 監査員 本会の会計を監査する。

六 幹事 会長の命により、会務を処理する。

七 会計 本会の会計を処理する。

第10条 役員の任期は2年とし、重任を妨げない。ただし、任期満了後であっても後任者が就任するまでは、その職務をおこなうものとする。

2 役員に欠員が生じて補充された者の任期は、前任者の残任期間とする。

第11条 本会に、会長の諮問に応ずるため、顧問を置く。

2 顧問には、次の各号に掲げる者を委嘱する。

一 岩手大学人文社会科学部長

二 会長の職にあつた者

三 その他評議員会の推薦を受けた者

第12条 本会会務の実務を処理するため、事務局に職員を置くことができる。

2 職員は、会長が任免する。

## 第4章 会議

第13条 本会の会議は、評議員会及び理事会とする。

第14条 評議員会は、本会の最高決議機関として、会計年度終了後3ヵ月以内に開催する。

2 臨時評議員会は、会長が必要と認めた場合、又は評議員の3分の1以上から請求があつた場合に開催する。

第15条 評議員会は、次の事項を審議する。

一 事業計画及び収支予算の決定に関する事

二 事業実績及び収支決算の報告に関する事

三 役員の選任に関する事

四 第6条に規定する特別会員及び名誉会員の推薦並びに第11条に規定する顧問の委嘱に関する事

五 会則の改廃に関する事

六 その他本会の運営における重要事項に関する事

第 16 条 評議員会は、出席者をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決定する。

第 17 条 理事会の任務は、次のとおりとする。

- 一 本会の運営についての計画立案及び評議員会議案の作成に関する事
- 二 評議員会決定事項の執行に関する事
- 三 会務に関する緊急重要事項の処理

第 18 条 監査員は、必要に応じて理事会に出席することができる。

## 第 5 章 会 計

第 19 条 本会の経常費は、入会金、会費、寄附金その他の収入をもって充てる。

第 20 条 正会員(準会員であつたものを除く。)は、入会金として 2,000 円、会費として年 2,000 円を前年度 3 月までに納入するものとする。ただし、終身会費として 18,000 円以上を寄附した場合は、爾後の会費は徴収しない。

2 正会員のうち、他大学出身で第 6 条第一号 (二) 又は (三) に該当する者は、上記金額を半額とする。

3 正会員のうち、岩手大学他学部同窓会正会員は、これを免除する。

第 21 条 準会員は、入学の際、入会金として 2,000 円、終身会費として 18,000 円を納入するものとする。

2 準会員のうち、他大学出身で第 6 条第二号 (二) に該当する者は、上記金額を半額とする。

3 準会員のうち、岩手大学他学部同窓会正会員は、これを免除する。

第 22 条 既納の入会金及び会費は、原則として返還しない。ただし、特別の事情がある場合には理事会の議を経て返還することがある。

第 23 条 本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第 6 章 雑 則

第 24 条 この会則の実施に関し必要な事項は、理事会で定める。

### 附 則

1 この会則は、昭和 56 年 6 月 28 日から実施する。

2 この会則実施の際、現に準会員たる資格を有する者にあつては、第 21 条の規定にかかわらず、入会金及び会費の納入を卒業時まで猶予することができる。

### 附 則

この会則は、平成 3 年 6 月 30 日から実施する。

#### 附 則

この会則は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。ただし、この会則による改正後の第 8 条第 2 項の規定は、課程に改組後の卒業者から適用し、改組前の卒業者については、なお従前の例による。

#### 附 則

この会則は、平成 19 年 6 月 9 日から実施する。

#### 附 則

この会則は、平成 22 年 6 月 12 日から実施する。

#### 附 則

この会則は、平成 29 年 6 月 24 日に改定し、平成 29 年 4 月 1 日に遡って実施する。

※ 赤字が改正部分